

## 会 議 要 録

名 称	第 1 回豊橋市廃棄物処理施設専門委員会
開催日時	平成 3 0 年 1 月 5 日（金）午後 3 時から午後 4 時まで
開催場所	豊橋市役所東館 8 階 東 8 3 会議室
出席委員数	委員 3 名（委員数 6 名）
出席委員名	成瀬委員、大門委員、小口委員
事務局職氏名	廃棄物対策課長：清原陽介、課長補佐：金子雅泰 主査：竹野宏、担当：山崎健
議事の概要等	1. あいさつ 2. 議事  (1) 座長の選任について  (2) 株式会社明輝クリーナーの産業廃棄物処理施設設置許可申請について  (3) 第 2 回専門委員会の開催について  (4) 会議録及び会議に提出された資料の公開について
議事録	別添のとおり

## 第1回豊橋市廃棄物処理施設専門委員会 議事録

【司会】 議事1 座長の選任について、資料1をご覧ください。座長は委員の互選によって定め、会務のとりまとめをお願いします。座長は座長代理を指名することとされております。

【事務局】 A委員に事務局の意向として座長をお引き受けいただきたい旨の意向を伝えており、A委員からはご了承をいただいております。

【司会】 事務局の説明について、ご列席の委員の方、いかがでしょうか。

【委員一同】 (同意の意思表示)

【司会】 では、座長よりご挨拶をお願いします。

【委員】 (座長あいさつ)

【司会】 それでは、座長より座長代理のご指名をお願いします。

【委員】 では、B委員をお願いします。

【委員】 わかりました。

【司会】 ありがとうございます。これ以降は、座長に進行をお願いします。

【委員】 議事次第に従いまして、議事2の株式会社明輝クリーナーの産業廃棄物処理施設の許可申請について事務局から事前説明は受けていますが、追加説明をお願いします。

【事務局】 本委員会の開催にあたり、新しくご質問・ご意見が4点ありましたので、事務局から説明をします。

### ① 本申請に至るまでの経緯について

本市では、事前協議、条例及び許可申請の順に手続きを行うよう事業者に求めております。配布した資料には、事前協議の経緯が添付されておりませんので、ご説明します。本件については、平成19年頃から事前協議の相談を受け付けています。平成24年に第1回事前協議案の提出があり、関係各課の調整を行ってきましたが、平成24年～26年にかけて、

別法令で、接続道路の幅員が足りないことが発覚し、敷地面積を従来から縮小して、平成26年末に再協議を行っています。その後、平成27年に2回目となる事前協議を正式に受け付け、平成28年に同協議を終了し、条例手続きを行っています。

#### ② 今回の申請に対するメリット・デメリットについて

メリット・デメリットは複数ありますので、主なものをご紹介します。メリットについては3点あり、1点目は、法令遵守ということで、従来の焼却炉については老朽化が進んでいることから、新規の焼却施設に建て替えることで、運転面での基準値の遵守の徹底化が図られるものと思われます。また、市内業者にとっては、県条例の現地確認が必要となりますので、当該業者に廃棄物を委託する業者の現地確認が容易になります。

2点目は産業廃棄物の減容化で、直接埋め立てされる紙くずや木くずについて、焼却することで減容化され、最終処分場の延命化に貢献する可能性があると考えています。

3点目は災害時の廃棄物処理という点で、自然災害等に伴う廃棄物の処理について、市で処理をまかなう事の出来ない廃棄物の処理について、当該施設で廃棄物の処理が可能になるのではないかと考えています。

デメリットについては、まず夜間早朝の稼働の問題が考えられます。事業者より事前の環境影響評価で、基準値内で操業できると予測がされていますが、24時間稼働となることで、夜間早朝の騒音振動が懸念されます。また、同時間帯の施設の稼働状況の確認が難しくなると考えます。

2点目として、搬入車両の増加による近隣の生活環境への影響が懸念されます。

#### ③ 豊橋市内の産業廃棄物の処理状況について

事業者から報告された平成27年度の実績から、市内で処理された産業廃棄物の量を算出したところ、約63万トンの産業廃棄物が市内で処分され、うち市内で発生した産業廃棄物が39万トン、市外から持ち込まれた産業廃棄物が24万トンとなっています。

一方、市内で発生し、市外で処理されている産業廃棄物は、3.5万トンとなっています。したがって、市外から市内に産業廃棄物が持ち込まれる搬入超過の状態となっています。また、市内発生する産業廃棄物としては、がれき類、汚泥、廃プラスチック類が多く処分されています。

#### ④ 意見書の提出について

豊橋市では1件、湖西市では4件の意見書の提出を受け付けています。意見書の概要については、環境に係るものとして9時間運転から24時間運転への変更、また処分量をこれまでの18トンから120トンということで、それに伴って排出する排ガスの硫黄酸化物、ダイオキシン類等の総量が増加する等の懸念があり、湖西市でも、冬場の北西の風が吹くということで、最大着地濃度が同地域で出現することから、観測するなり対応ができるようにしてほしい等の意見をいただいています。これらについては、事業者が対応を行っており、自主基準値等を設けるなど行っている状況です。

【委員】 資料を含め、何でも結構ですので、何かご意見等ございますか。

【委員】 申請のメリットとして、今の焼却施設から更新されることで法令遵守がより達成されるであろうという話ですが、一方で処理量処理能力の増加に伴って、さまざまな問題が生じることについてどのような見解をもっていますか。

【事務局】 廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法における基準値は達成できるとの予測があり、9時間から24時間の運転になることで、硫黄酸化物、窒素酸化物等の総量が増えることは懸念されますが、時間あたりの基準値等は達成されますので、特に法的な部分では問題はないと考えております。

【委員】 湖西市にも同様の説明をしているということでしょうか。

【事務局】 はい。

【委員】 夜間・早朝の廃棄物の搬入は行われますか。

【事務局】 早朝夜間の荷物の搬入はなく、基本的には凡そ日中に廃棄物の搬入は完了することとなっています。

【委員】 深夜、何かあった場合にどのように対応するかが問題となると思います。豊橋市内でも24時間稼働があると思いますが、どのように対応するのですか。

【事務局】 本市では、産業廃棄物処理施設の監視の委託を行っておりますので、委託業務の中で夜間・早朝と監視を行っていくことを考えております。

【委員】 夜間・早朝の廃棄物の搬入及びその時間帯の施設の稼働状況の確認は、デメリットでないと判断できると思います。

【委員】 監視業務について、先ほど湖西市側の住民がかなり気にしているとのことですが、湖西市側でも測定等の対応を行うという考えですか。

【事務局】 湖西市側については、静岡県で年4回環境測定により監視しています。静岡県と湖西市で連携して対応していただいておりますので、そちらで対応を今後もお願いしたいと考えています。

【委員】 豊橋市では、湖西市側の対応はできないということでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 その点について湖西市側とうまく連携ができればよいと思いますが、一番懸念されることではないかと思います。

【事務局】 現在も湖西市と静岡県と年 4 回協議を行っており、持ち合ったデータを共有しています。また、豊橋市で業者の煙道測定を年 1 回行うとともに立入検査しますが、そのタイミングに合わせ、静岡県側も環境測定を実施するように調整等行っています。

【委員】 この案件は、平成 9 年ごろに愛知県でありませんでしたか。

【事務局】 中核市になる前ですから、愛知県の時代にあったかもしれません。

【委員】 前回と比較すると、かなりのスケールアップがあります。前回の炉では臭気の問題があり、理由はわかりませんでした。ある方向に煙が流れたと言うことがあったと思います。当時の担当者はわかりませんが、議事録が残っているかもしれませんので、一度確認されるとよいと思います。住民の方は、スケールアップしたということで、対策をしてほしいと希望されていると思います。比較論で何がよくなったか（こういう技術を入れた等）を目に見えるようにしてもらおうと、それなりに説得力があると思います。

また、豊橋市の環境規制に対してどの程度の状況であるか、もちろん下回っているとは思いますが、どの程度下回っているかが比較できないので、それらの資料を次回に用意してもらいたいです。

次に、感染性産業廃棄物を処理されていますが、当初から処理されていたのですか。

【事務局】 当初から処理を行っています。

【委員】 感染性産業廃棄物は中身に見ずに処理しないといけないこともあり、運転管理にはノウハウが必要と思いますが、既に取り扱っているのであれば、その点はとりあえず問題ないということですね。計画は 10 t 程度なので、結構な量であるとは思いますが。

【委員】 維持管理計画はどこかに記載がありますか。若しくは、記載は不要なのですか。

【事務局】 配布資料に記載はありませんので、次回に計画についても提出します。

【委員】 産廃が市外から搬入されていると説明がありましたが、どこから搬入されているのかと周辺の処理状況等はわかりますか。

【事務局】 市へ提出される処理事業者の処分・運搬実績、排出事業者からの前年度の産業廃棄物の処理の報告を集計し、どれだけの廃棄物が処理されているか確認しています。

市外からの搬入は近隣の静岡県が最も多く、次に岐阜県、三重県などから搬入されている状況です。

【委員】 施設規模が大きくなり、市内からの搬入量も多くなると考えられますが、搬入量は多くなりますか。それとも、既存施設の集約が図られ、総量はかわらないのでしょうか。

【事務局】 基本的には増えると考えています。市内の取引のない事業者、県内の潜在的な事業者に営業をすることを考慮すると、実質的には増えると思われま

【委員】 フローシートで、滞留時間が2秒間の根拠が明確になるような資料が必要であると思います。上部ドラム缶室から廃棄物が下に投入されると思いますが、この部分も燃焼炉の体積として滞留時間を計算している可能性があると思います。廃酸、廃アルカリは吹き付けていますので、本来はそこから上が燃焼とすると2.2秒というのは短く、計算として厳しいと考えます。このような計算をする時は、炉の体積に流量掛けて膨張率から算出すると思いますが、2.2秒の明確な根拠を示していただきたい。加えて、新旧の環境対策について比較していただければよいと思います。

新炉の建設後に、旧炉は解体するのですか。

【事務局】 新炉が完成した場合、旧炉は休止し、新炉の運転状況に問題なければ、最終的に廃止し、順次解体を行っていくこととなります。

【委員】 廃止の審査はしなくてもよいのですか。

【事務局】 廃止の審査は必要なく、実際は届出して終了となるため、廃止では廃棄物の適正処理等の面で規制がかかると思います。また、他の法律で規制があると思います。

【委員】 24時間になることでのメリット・デメリットがあると思いますが、特にダイオキシン類対策については、24時間動かした方がいいとの説明もあったと思いますが、その辺も整理していただければと思います。

【事務局】 既存炉は 9 時間運転で、毎日の立ち上げと停止が必要となり、その段階でダイオキシン類の発生が懸念されます。24 時間運転にすることで、これらがなくなり安定した運転が可能になるものと考えます。

【委員】 24 時間運転することが前提になっていますが、処理する量が想定より少なかった場合には、間欠運転はあり得るのでしょうか。

【事務局】 計画では、集まるという前提ですが、廃棄物の量が少ない場合は、重油等を使用し、燃焼温度を維持する等の対策を行うとの説明を事業者より受けています。

【委員】 新しく設備を変えることによって、重油の使用量、総量としては増えると思いますが、1 t 当たりどれくらいの重油で燃やすのか、また、エネルギーの省エネルギー化が行われているのであれば、その点について示してほしいと思います。

【事務局】 事業者を確認し、あらためて回答します。

【委員】 焼却後の廃棄物は自社処理を行うのですか。

【事務局】 焼却後の煤塵、燃え殻は管理型最終処分場に処理を委託します。

【委員】 最終処分場は他社ということですか。事業者は、安定型も管理型も持っていないということでしょうか。

【事務局】 県内又は近隣の管理型最終処分場に処理を委託することになります。

【委員】 委員会の委員に大気の専門がいませんが、大気については大丈夫ですか。委員には騒音、振動、大気の先生が基本的にはいると思いますので、大気についてはどなたかに見てもらうことが必要であると思います。過去に臭気問題もあり、住民の方でもご存知の方がいると思いますので、大気分野について必要ならどなたか先生を呼んでもらう等の対応をとっていただきたいと思います。

また、欠席された委員の意見等はあるのでしょうか。

【事務局】 特に意見を預かってはおりませんが、事務局で再度確認をとり、次回の委員会でご説明やご回答いたします。

【委員】 概ね意見が出尽くしたようですので、議事 2 (2) は終了します。

